

随意契約及び比較見積書を省略する理由

本移設工事は、大阪府立吹田東高等学校の校舎改築に伴い、現行校舎の代替校舎として建設した仮設校舎から新校舎へ SSC 等機器、LAN システム、LAN 配線等を移設するものである。

仮設校舎には職員室等があり、これらの部屋は新校舎に移転するため、これらの室で使用しているネットワーク HUB、LAN システム等についても新校舎への移設工事を実施する必要がある。

現在のネットワークサーバー、基幹 HUB、中継 HUB 機器は日本電子計算株式会社の所有で長期のリース契約を締結しており、リース期間中は、株式会社富士通マーケティングが機器等の保守管理業務を委任されているところである。

ネットワークサーバーや HUB の機器等は株式会社富士通マーケティングが機器等の保守管理業務の権限を有しております、また、移設後のシステム再構築に関しても、株式会社富士通マーケティングがその知識、経験を有している。

他社が個別の移設工事を行った場合で、システムに不具合が発生した場合、その原因が今回の工事対象が原因か、それ以外の既存のものか、責任の所存が不明確となる。

現在の SSC 等システムは学校運営、教育活動上、必要不可欠なものであり、長期間システムを停止することはできず、移設後も速やかに運営を行っていくためには、移設工事は他社が行うことはできない。

よって、本工事は株式会社富士通マーケティングと地方自治法施行令第 167 条の 2 の第 1 項第 2 号により随意契約を締結するものとし、財務規則第 62 条関係第 2 項第 1 号により比較見積書を省略するものである。

工事名称	大阪府立吹田東高等学校校舎移転に伴う機器移設及び LAN 配線工事
請負者	(株) 富士通マーケティング
契約期間	令和元年 7 月 1 日～令和元年 9 月 30 日
契約金額	10,578,600 円